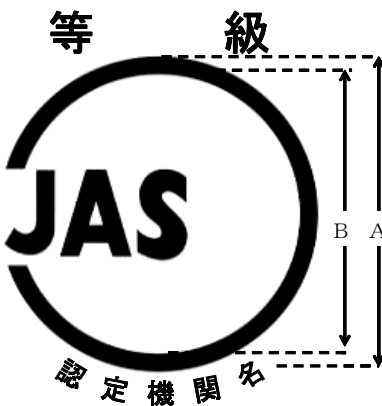


単板積層材の格付けの表示の様式表示の方法の一部を改正する件新旧対照条文

○単板積層材の格付けの表示の様式表示の方法（昭和63年10月11日農林水産省告示第1598号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年5月13日農林水産省告示第702号）	旧
<p>単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 表示の様式</p> <p>1 造作用単板積層材 （略）</p> <p>(1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。 (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。 (3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。 (4) 等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものに<u>あつては</u>、等級の表示を省略する。 (5) 認定機関名は、略称を記載することができる</p> <p>2 （略）</p> <p>二 表示の方法</p> <p>格付けの都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所<u>に</u>ちよう付し、又は押印するものとする。</p>	<p>単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 表示の様式</p> <p>1 <u>単板積層材（構造用単板積層材を除く。以下同じ。）</u></p>  <p>(1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。 (2) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。 (3) 等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。 (4) 等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものに<u>あつては</u>、等級の表示を省略する。 (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>二 表示の方法</p> <p>格付けの都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所<u>に</u>ちよう付し、又は押印するものとする。</p>